新型コロナウイルスに関する注意喚起(第 16 報): 当地における感染状況等(3 月 27 日現在)

- ●本日現在の当地(DC, MD, VA)における新型コロナウイルスの感染状況をお知らせします。
- ●新型コロナウイルス感染拡大に乗じた詐欺にご注意ください。
- ●連邦.各州政府の主な措置等についてお知らせします。
- ●各州の主な規制等を下記9.にまとめました。
- 本日(3月27日)20時現在の当地における感染者数は以下のとおりです。
- (1) ワシントン DC: 304 名(死亡 4 名)
- (2) メリーランド州:774名(死亡5名)
- ◎地域別感染者数はこちら

https://coronavirus.maryland.gov/

- (3) バージニア州:604名(死亡14名)
- ◎地域別感染者数はこちら

http://www.vdh.virginia.gov/coronavirus/

2. 詐欺行為に関する注意喚起

連邦・各州政府は新型コロナウイルスに乗じた詐欺行為に注意するよう呼びかけています。例えばDC政府は、よくある詐欺行為として以下を示しています。

OE メールによるフィッシング詐欺 ・医療機関や金融機関等を名乗り E メールを送りつけ、リンク先へのアクセスを促したり、指定番号へ電話させることで個人情報や金銭を盗み出そうとするもの。

〇寄付の要請 ソーシャルメディア上で、新型コロナウイルスの影響を受けている人々を支援するための寄付を要請するもの。

〇医療用品の販売 マスクやゴム手袋等の医療用品または新型コロナウイルスの治療薬に関するソーシャルメディアやウェブサイト上の販売広告。支払いを行なう前にインターネットで販売元についてよく調べる、または商事改善協会(BBB)や食品医薬品局(FDA)に問い合わせる等の対応が必要。

◎詳しくはこちら

https://disb.dc.gov/page/beware-coronavirus-scams

3. 連邦政府

移民局(USCIS)は、対人で行なわれるサービスの一時停止を4月6日まで延長しました。緊急の面接を希望する場合はUSCIS Contact Centerに問い合わせるよう案内がなされています。

◎詳しくはこちら

https://www.uscis.gov/

- 4. 各州政府の措置等
- (1) メリーランド州
- ・3月25日,ホーガン知事は、当初3月27日までとしていた州内の公立学校の休校措置を4月24日まで延

長する旨発表しました。また,同知事は,州内チャイルドケア施設は一般向けに閉鎖し,3月28日から非常 事態宣言が有効な間は,医療従事者や法執行機関など特定の不可欠な職業につく者にのみ提供するよう命じま した。

◎詳しくはこちら(州教育局 HP)

http://www.marylandpublicschools.org/Pages/default.aspx

(注)連邦・各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

- 5. 航空会社の運航状況
- (1) ワシントン DC-東京便については、以下のとおり運休が発表されています。
- ·全日本空輸:運休(3/30, 4/1~24)
- ユナイテッド航空:運休(~5/4)
- (2) その他,各社とも大幅に運航を減らしています。各社の運航状況は以下のサイトをご参照ください。 ◎全日本空輸(ANA)

https://www.ana.co.jp/ja/jp/topics/notice200206/#4

◎日本航空 (JAL)

https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/other/200228/

◎ユナイテッド航空

https://hub.united.com/united-covid19-japanflights-2645445173.html

◎アメリカン航空

http://news.aa.com/news/news-details/2020/American-Airlines-Announces-Additional-Schedule-Changes-in-Response-to-Customer-Demand-Related-to-COVID-19-031420-OPS-DIS-03/default.aspx

◎デルタ航空

https://news.delta.com/delta-reduces-japan-flight-schedule-due-covid-19-JP

- 6. 上記のほかにも、連邦・州・地方政府(郡、市など)レベルで感染拡大を抑制するための各種措置がとられています。在留邦人の皆様におかれては、引き続き連邦・州・地方の関係当局が発信する情報や報道等により最新情報を把握するとともに、感染予防に努めてください。なお、新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館(領事班)まで御一報願います。
- 7. 当館ホームページに新型コロナウイルス関連情報を掲載しました。感染予防や関連の措置、渡航情報等に関する情報収集の一助としてご活用ください。
- ◎当館 HP (新型コロナウイルス関連情報)

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html

- 8. 当館では、領事業務担当職員の感染予防をより一層徹底し、領事窓口の機能を引き続き維持するとともに、領事窓口を来訪される皆様の健康を確保するための措置として、3 月 18 日以降、当館領事班の人員体制を縮小しています。お急ぎでない手続きについては、ご来館の時期を再検討願います。
- ◎当館領事窓口をご利用予定の皆様へ(お願い)

https://www.us.emb-japan.go.jp/j/download/20200316importantmessagecovid19.pdf

9. 各州政府による主な規制等(3月27日現在)

【ワシントンDC】

〇営業規制

全ての非基幹ビジネスは4月24日まで閉鎖(レストランの配達・持ち帰りは可)※非常事態宣言が延長される場合は本措置も延長。

- 〇公立学校
- 4月24日まで遠隔教育
- 〇集会
- 10名以上が同時に一つの部屋または密閉空間に集まる集会は4月24日まで禁止 ※非常事態宣言が延長される場合は本措置も延長。
- 〇その他
- ・車両管理局(DMV),消費者規制局(DCRA),交通局(DDOT)の対人サービスは4月24日まで停止
- ・DMV 発行の運転免許証,身分証明書,車両登録等のうち 4 月 28 日までに失効するものは 5 月 15 日まで期限 延長
- DCメトロは、追って通知するまで、減便および19駅閉鎖
- ・DC政府管轄の公園, プレイグランド, 運動場等は4月24日まで閉鎖(立入禁止) ・光熱費未払いによる供給停止の禁止

【メリーランド州】

○営業規制

連邦政府が定義する非基幹ビジネスは、州の非常事態宣言終了まで閉鎖(レストランの配達・持ち帰りは可)

- 〇公立学校
- 4月24日まで閉鎖
- 〇集会
- 10人より多数の集会は州の非常事態宣言終了まで禁止
- 〇その他
- ・車両管理局(MVA)の対人サービスは停止。非常事態宣言中に失効する MVA 発行の運転免許証,身分証明書,車両登録等は非常事態宣言終了から30日後まで期限延長
- ・MARC トレイン,コミューターバス,ボルチモアメトロ,医師や警官などを職場に送る目的,一般客は病院・薬局・食料品店に向かうための目的に限定
- ・光熱費未払いによる供給停止の禁止。未払い料金請求の禁止。テナント立ち退き要求の禁止
- ・州立公園は開園(ハリエット・タブマン・アンダーグラウンド・レイルロード州立公園を除く)

【バージニア州】

〇営業規制

・娯楽施設,飲食店は(配達,持ち帰りは可)は4月23日まで閉鎖。非基幹的とされる小売店のうち,適切なソーシャル・ディスタンスを設けかつ客数を10人以下に限定できない場合は閉鎖

〇公立学校

今学校年度 (School Year) は登校中止

〇集会

10人以上の集会は4月23日まで禁止。ただし医療関係、低所得者向け基幹サービス(フードバンク等)、報道機関、法執行機関、政府機関の活動は除く

○その他

- ・車両管理局(DMV)は対人サービスを停止。運転免許証の更新や車両登録はオンラインで行うことを推奨。
- ・DMV 発行の運転免許証および身分証明書のうち、5月15日までに失効するものは、失効日から更に60日間の期限延長。3月、4月に失効する車両登録は60日間の期限延長
- ・光熱費未払いによる供給停止を3月16日から60日間停止
- ・州立公園は4月30日まで夜間閉鎖

■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所: 2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話: 202-238-6700 (代表)

HP: https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html